食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備支援の概要

【R３一次補正】食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業　64億円
第３回募集額　10億円程度
【R４当初】食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業　６億円程度
第１回募集額　６億円程度

令 和 ４ 年 ５ 月 １８ 日
農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得による輸出先国の規制等への対応や、家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応（R3補正事業への応募に限る）に必要となる施設や機器の整備を支援します（詳細は「４　交付対象事業費等」の項を参照）。

農林水産物・食品の輸出に当たっては、輸出先国が食品衛生、動植物検疫など様々な観点から輸入規制や条件を設定しており、輸出事業者等は、輸出先国の規制やニーズに対応した施設及び体制の整備が必要である。

このような課題を踏まえ、農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（以下、「輸出促進法」という。）を制定し、日本の農林水産物及び食品の輸出の促進を図っているところである。

こうした状況から、食品製造事業者及びサプライチェーンを構成する事業者等が、
（ア）政府機関が定める輸入条件への対応※1及び輸出向け認証取得への対応※2
（イ）家庭食向けなどの輸出先国のニーズへの対応（R3補正事業への応募に限る）
に必要となる施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援する。

※１　輸入条件への対応とは、輸出先国の政府機関が当該輸出先国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての条件への対応をいい、輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定への対応も含む。

※２　輸出向け認証取得への対応とは、ISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラール・コーシャ等の認証取得への対応をいう。

１　交付先

都道府県等（都道府県又は、輸出・国際局長が認める団体）

※ R4 当初事業では輸出・国際局長が認める団体を廃止。

２　事業実施主体

食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等であり、次のいずれかに該当する者。

①法人

②地方公共団体

③本事業の実施者として都道府県等が適当と認める者

※ 法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体が、製造・加工、流通等の事業を行う場合、交付対象者に含む。

３　交付の対象

（ア）施設等整備事業

本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、輸入条件への対応、輸出向け HACCP 等の認定・認証取得に向けた対応及び輸出先国のニーズへの対応に必要な施設の整備（新設・増築、改築及び修繕を含む。）及び機器の整備に係る経費とする。

ただし、施設の新設及び増築については、掛かり増し分とする。掛かり増し分とは、工事費、実施設計費及び工事雑費のうち、輸入条件への対応や輸出向け HACCP 等の認定・認証取得を行う場合の経費から、輸入条件への対応や輸出向け HACCP 等の認定・認証取得を行わなかった場合の経費を差し引いた金額とする。

・対象施設・機器の例

- ・施設の衛生管理の強化に向けた排水溝、床、壁等の改修
- ・エアーシャワー、殺菌機等の衛生管理設備の導入
- ・温度管理を要する装置・設備の導入
- ・家庭食向けのパッキング設備の導入　　　　等

（イ）効果促進事業

輸出向け HACCP 等の認定・認証取得に係る費用、検疫や添加物等の規制への対応や輸出向けHACCP等導入後の適切な管理･運用を行うための人材育成に係る経費等、（ア）の施設･機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に係る経費とする。ただし、（ア）の交付対象事業費の 20％以内とする。（海外バイヤー等の招へい等の販売促進費用は除く。）

（ウ）都道府県等附帯事務費

本事業の実施に関する事務及び指導・監督等に要する経費のうち、交付対象事業費の５％以内（交付額の外数）を都道府県及び輸出・国際局長が認める団体への

附帯事務費として交付する（R4 当初事業では輸出・国際局長が認める団体を廃止）。

（エ）交付率

施設等整備事業及び効果促進事業の交付率は、以下の（１）の場合は 1/2 以内、（２）の場合は 3/10 以内（R3 補正事業への応募に限る）とする。

なお、（２）については、中小企業者（中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二項で規定される中小企業者又は小規模事業者のことをいう。）及び法人格を有する農林漁業者又はそれらの組織する団体（製造・加工、流通等の事業を行う場合に限る）の取組を対象とする。

また、都道府県等附帯事務費の交付率は定額とする。

（１）交付率 1/2 以内

輸出先国の規制等への対応を行うため、本事業により以下のアからウまでに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得等する場合（既に輸出向け HACCP 等の認定・認証を取得している事業者が、認定・認証範囲の追加等を行う場合を含む）及びエに定める対応を行う場合

ア　輸出促進法第 17 条に基づく適合施設の認定取得を行う場合

イ　輸出に対応するために必要な以下のａ又はｂの認証取得を行う場合

　ａ　ISO22000、GFSI 承認規格（FSSC22000、SQF、JFS-C 等）、FSMA（米国食品安全強化法）への対応、ハラール・コーシャ

　ｂ　JFS-B、有機 JAS 等

ウ　上記ア又はイに定める輸出向け HACCP 等の認定・認証を既に取得している事業者であり、事業実施計画において以下のｃからｆまでに定める認定・認証範囲の追加等を行う場合

　ｃ　認定・認証品目の追加

　ｄ　認定・認証製造ライン等の追加・変更

　ｅ　認定・認証対象エリア等の追加・変更

　ｆ　既に取得した認定・認証を維持しつつ、当該認定・認証品目等に係る機器整備などを行う場合

エ　輸出先国における検疫や添加物等の認定・認証の取得等を伴わない規制への対応を行う場合

（２）交付率 3/10 以内

上記（１）以外の取組の場合。ただし、R3 補正事業への応募の場合に限る。

（例：認定取得等に関係しない、輸出先国ニーズに対応するための機器整備）。

（オ）交付の上限額・下限額

１事業申請あたりの交付金は、以下のとおりとする。

令和３年度補正事業：上限５億円、下限250 万円
令和４年度当初事業：上限３億円、下限500 万円
※ 複数の施設・機器を導入する場合、導入する機器を一式と考え、その合計額を交付対象事業費とすることができる。

本事業の目標年度は、事業実施後５年以内とする。
成果目標は、目標年度における輸出の増加額とし、目標年度における輸出増加額を、認定取得等の場合は１千万円以上増加、認定取得等に関係しないニーズ対応の場合は５千万円以上増加させることとする。

４　採択基準及び配分基準

（ア）　主な採択基準

- GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。
- 全体事業費※が１千万円を超える場合は、交付対象事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費※の 10%以上の貸付けを受けて事業を実施すること。
  ※全体事業費とは、施設等整備事業と効果促進事業の事業費の合計額をいう。
- 事業実施主体において HACCP チームが編成されていること。なお、チームメンバーには HACCP 研修受講者を必ず含むこと（本事業により輸出拡大に取り組む品目が食品の場合に限る）。
- 輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目（製品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。
- これまでに本事業又は類似事業（HACCP 対応のための施設改修等支援事業等）を実施した者にあっては、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること（原料調達難等の場合であって、一定の要件を満たす場合はこの限りではない）。
- その他、ハード事業に係る一般的な基準（事業実施主体の財務状況が安定した事業運営が可能であると認められること等）を満たすこと。
- 輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること　等

（イ）配分基準

事業実施計画書の内容を元に配分基準に基づく採点（ポイント加算）を行い、ポイントの合計値が高い事業者から順に配分を行う（合計値は最大 28 ポイント）。

なお、ポイントが15ポイント以上の事業実施計画を配分対象とする。

【配分基準の主な評価項目】
・ 直近３年の輸出実績の有無
・ 取得済の輸出向けHACCP等の認定・認証※の有無
  ※政府機関が定める輸入条件（EU-HACCP等）、ISO22000、JFS-C等
・ 輸出目標額
・ 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得予定の有無
  ※政府機関が定める輸入条件（EU-HACCP等）、ISO22000、JFS-C等
・ 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」において重点品目に位置づけられた品目の輸出拡大の有無
・ 輸出向けHACCP等の認定・認証の取得に向け、事業実施計画の策定に当たり、品質・衛生管理専門家を活用した調査・検討を実施していること
・ 都道府県ポイント（地域の振興作物・産品など地域の実情を踏まえた取組となっているか）　等
・ 本事業の事業実施計画において、輸出向けHACCP等の認定・認証の取得予定としている事業者は、本事業の成果目標年度までに当該認定・認証を取得の上、輸出拡大に取り組まなければならない。
・事業完了の翌年度から成果目標年度までの間、毎年度、事業実施状況の点検を行い、事業実施状況を都道府県に報告しなければならない。

5　申請から交付決定までの手続き

補正事業と当初事業では、交付金要望額の上限額と下限額が異なりますが、どちらの事業にも要望可能な場合（１事業申請あたりの交付金要望額が５百万円～３億円の事業実施計画（案）で、ニーズ対応を要望しない場合）は、令和３年度補正事業と令和４年度当初事業の両方へ提出していただくことをお勧めします。

なお、どちらの事業で採択するかは、農林水産省本省にて判断させていただきます。また、一次締切りで、応募額が募集額に達した場合は、二次締切りは中止させていただきます。

【事業実施計画書の様式】
・事業実施計画書の様式は、R3補正事業のものを使用し、R4当初事業に要望する場合も、R3補正事業のもので要望可。
・そのため、R3補正事業とR4当初事業の両方に応募する場合も、頭紙以外は、R3補正事業のもので要望可。

【R３補正事業】
原則として、６次化交付金の流れに準拠する。

※輸出・国際局長が認める団体は現状該当がないため、都道府県を通した手続について以下に記載。

① 都道府県は、食品製造事業者等の事業者に対して要望調査を実施。
② 事業者は、輸出事業計画（案）及び事業実施計画書（案）を作成し、都道府県に提出。

・施設、機器を導入する都道府県に提出するものとする。
・一事業者が２つ以上の施設・機器を整備し、かつ、それらがそれぞれ異なる都道府県に存在する場合は、導入する都道府県にそれぞれ別々に提出するものとする。

③ 都道府県は、事業者からの輸出事業計画（案）の内容等確認、事業実施計画書（案）を取りまとめ及び配分基準に基づく採点を実施。
④ 都道府県は、確認した輸出事業計画（案）、取りまとめた事業実施計画書（案）及び採点結果を地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局をいう。以下同じ。）に提出する。
⑤ 地方農政局等は、都道府県から提出された輸出事業計画（案）、事業実施計画書（案）及び採点結果を農林水産本省に提出。本省は配分基準に基づき配分対象事業者を決定し、地方農政局等に割当てを実施。割当てを受けた地方農政局等は速やかに都道府県に結果を連絡。
⑥ 都道府県は、配分対象事業者に対して輸出事業計画写し及び事業実施計画書の提出を依頼。
※　②の（輸出事業計画（案）及び）事業実施計画書（案）と同じフォーマット。
⑦ 配分対象事業者は、都道府県に対して輸出事業計画写し及び事業実施計画書を提出。
⑧ 都道府県は、提出された輸出事業計画写しを確認し、地方農政局等へ提出するとともに、事業実施計画書を取りまとめの上精査し、都道府県内の配分対象事業者の事業内容をまとめた都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局等と協議。
⑨ 地方農政局等は輸出事業計画写しの確認を行うとともに、都道府県事業実施計画の内容を精査し、事業内容に問題がない場合は、都道府県事業実施計画の承認を通知。
⑩ 都道府県は、配分対象事業者に事業実施計画の承認を通知。
⑪ 配分対象事業者は、交付申請書を都道府県に提出。
⑫ 都道府県は、提出された交付申請書を取りまとめの上精査し、都道府県内の配分対象事業者の事業内容をまとめた交付申請書を作成し、地方農政局等に提出。
⑬ 地方農政局等は都道府県から提出された交付申請書の内容を精査し、申請内容に問題がない場合は、交付決定を通知。
⑭ 都道府県は、採択事業者に対して交付決定を実施。
⑮ 交付決定後は、都道府県は事業の進捗管理を行い、進捗等に問題があれば適宜指導を行う。

【R４当初事業】

R3 補正事業の手続きの①～⑤と同様の流れに従う。

⑥ 都道府県は、配分対象事業者に対して輸出事業計画写し、事業実施計画書及び交付申請書の提出を依頼。

※　②の（輸出事業計画（案）及び）事業実施計画書（案）と同じフォーマット。

⑦ 配分対象事業者は、都道府県に対して輸出事業計画写し、事業実施計画書及び交付申請書を提出。

⑧ 都道府県は、提出された輸出事業計画写しを確認し、地方農政局等へ提出する。また、事業実施計画書を取りまとめの上精査し、都道府県内の配分対象事業者の事業内容をまとめた都道府県事業実施計画を作成し、地方農政局等に提出。提出された交付申請書についても、取りまとめの上精査し、都道府県内の配分対象事業者の事業内容をまとめた交付申請書を作成し、地方農政局等に提出。

⑨ 地方農政局等は輸出事業計画写しの確認を行うとともに、都道府県事業実施計画及び交付申請書の内容を精査し、事業内容及び申請内容に問題がない場合は、交付決定を通知。

⑩ 都道府県は、採択事業者に対して交付決定を実施。

⑪ 交付決定後は、都道府県は事業の進捗管理を行い、進捗等に問題があれば適宜指導を行う。

【今後のスケジュール】

［一次締切り分］

・令和４年５月 18 日（水）～ 都道府県にて要望調査を実施※1
・令和４年６月 20 日（月）：都道府県から地方農政局等へ要望調査結果提出※2
・令和４年７月５日（火）：地方農政局等から農林水産本省へ要望調査結果提出※3
・令和４年７月下旬～：支出負担行為実施計画協議
・令和４年８月中旬以降～：割当て及び示達見込み
・令和４年８月中旬以降～：事業実施計画の提出、交付決定等

［二次締切り分］

※一次締切りで、応募額が募集額に達した場合は、二次締切りは中止させていただきます。

・令和４年５月 18 日（水）～ 都道府県にて要望調査を実施※1
・令和４年７月 19 日（火）：都道府県から地方農政局等へ要望調査結果提出※2
・令和４年８月３日（水）：地方農政局等から農林水産本省へ要望調査結果提出※3
・令和４年８月下旬～：支出負担行為実施計画協議
・令和４年９月中旬以降～：割当て及び示達見込み
・令和４年９月中旬以降～：事業実施計画の提出、交付決定等

※1 要望調査の締め切りは、都道府県において設定

※2 都道府県は、上記締め切りまでに輸出事業計画（案）、事業実施計画書（案）および採点結果を

地方農政局等に提出

※3 地方農政局等は、上記締め切りまでに都道府県からの提出書類を確認・取りまとめの上、農林水産本省に提出

全体事業費が１千万円を超える場合にあっては、全体事業費の 10%以上の貸付けを受けることが採択要件となっておりますので、要望にあたっては株式会社日本政策金融公庫等の金融機関等との相談・確認を行っておいて下さい。

（参考）

輸出事業計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることで「農林水産物・食品輸出促進資金制度」の利用が可能となります。ご利用にあたっては株式会社日本政策金融公庫の各支店へお問い合わせください。

＜お問い合わせ＞

・農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
メール：yushutsu_haccp@maff.go.jp
TEL：03-6744-7184

・北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課
TEL：011-330-8810

・東北農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：022-221-6402

・関東農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：048-740-5351

・北陸農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：076-232-4233

・東海農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：052-223-4619

・近畿農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：075-414-9101

・中国四国農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：086-230-4258

・九州農政局 経営・事業支援部 輸出促進課
TEL：096-300-6201

・内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課
TEL：098-866-1673

以上